

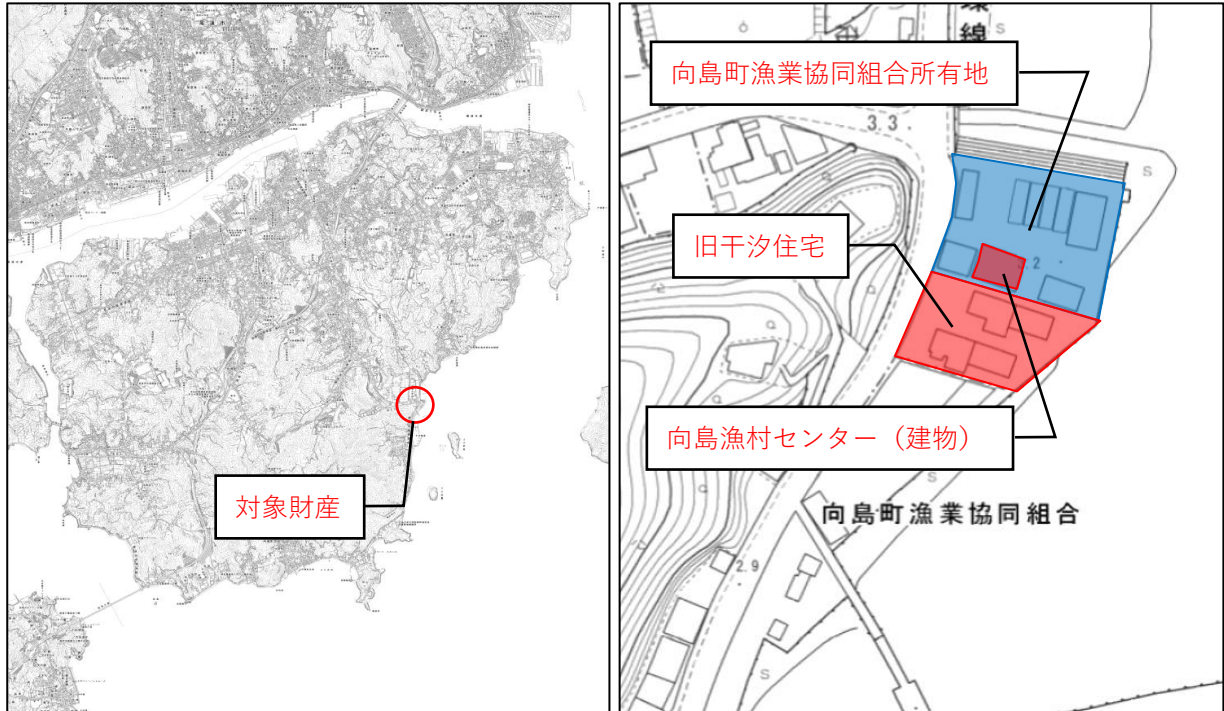
# 財産説明書

財産番号	1	施設名称	旧干汐住宅及び向島漁村センター（建物）		
所在地	尾道市向島町20074番地6（旧干汐住宅）、向島町20074番地7（向島漁村センター）				
施設の概要					
<p>旧干汐住宅は、市営住宅の跡地で令和3年度に敷地内の建物を解体し、現在は更地となっている。          向島漁村センターは、漁村の振興と漁業者の育成並びに産業、経済及び文化の向上を図るため、昭和60年度に漁村環境施設整備事業（国庫補助）で設置された。平成23年度からは、向島町漁業協同組合が指定管理を行っている。施設利用は年間数件と低迷しており、活用方法が課題となっている。なお、向島漁村センターが建築されている土地は、向島町漁業協同組合が所有している。</p>					
敷地の面積	1,214.06 m <sup>2</sup>		建物の延床面積	290.00 m <sup>2</sup>	
主 な 建 物	名称	用途	構造	床面積(m <sup>2</sup> )	建築年
	漁村センター	集会所・会議室	鉄筋コンクリート造2階建	290.00	昭和60年3月
接面道路の状況	西側（道路法の道路）幅員約8m				
都市計画区域	市街化調整区域				
用途地域	指定なし				
建ぺい率	70		容積率	400	
その他 の令 基 づ く 等 制 限	<p>【土地】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宅地造成工事規制区域</li> <li>・土砂災害警戒区域（急傾斜）</li> </ul> <p>【建物（向島漁村センター）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適化法による財産処分の制限あり</li> </ul>				
電気	可		公共下水道	不可	
上水道	可		都市ガス	不可	
土砂災害警戒区域等の指定	土砂災害警戒区域（急傾斜）、高潮浸水想定区域1m以上3m未満 津波災害警戒区域0.1m-1.4m				

## 活用の条件（尾道市が希望する条件であり、自由提案も可）

・旧干汐住宅及び向島漁村センターのほか、向島町漁業協同組合所有の土地及び建物（所在地：向島町20074番地7、敷地面積1685.90m<sup>2</sup>）との一体的な活用提案も可とする。なお、活用にあたっては、漁協の鮮魚直売事業その他の活動に支障がないものとする。

## 位置図



本件財産は、向島の南東部に位置し、敷地東側には瀬戸内の穏やかな眺望が広がっている。敷地西側は県道向島循環線に接し、向島インターチェンジへ車で6分（約3.8km）の距離にあり、島外からのアクセスも良好である。

## 外観

